STOP 消費者トラブル通信 No. 11

発行　令和５年２月
金沢市ダイバーシティ人権政策課
(076)220-2095

「お試しのつもりが定期購入に！？」

テレビショッピングや新聞の折り込み広告を見て、注文するために電話をしたらサプリメントの購入を勧められ、サンプルだけを受け取るはずが「定期購入」になっていた。

相談員からアドバイス
●電話注文時に販売業者から、別の商品や複数月分の商品を勧められても、興味がなければきっぱりと断りましょう。
●興味を持った場合でも、すぐに注文せず、「定期購入」になっていないかなどをよく確認し、内容が十分に理解できない場合はきっぱり断りましょう。
●いったん電話を切ってから慎重に検討することもお勧めします。

「賃貸借契約」のトラブルを防ごう!

賃貸マンションを退去した後、ハウスクリーニングなどを含む原状回復費用を請求された。
高額な請求に納得できない。

相談員からアドバイス
●契約時に契約書類の記載内容や賃貸物件の現状をよく確認しましょう。
●入居中のトラブルは貸主側にすぐ相談しましょう。
●退去時は精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求めましょう。
※18 歳（成年年齢）になると、一人で契約ができるようになりました。しかし、原則として一方的に契約をやめることはできないので、契約するかどうか、慎重に検討しましょう。

電熱ウェアの異常発熱に注意

電熱ベストを使用していたら首元が焦げて穴が開いた。

相談員からアドバイス
●電熱ウェアは衣服に暖房機能を持たせた電気製品です。丁寧に扱い、異常を感じたらすぐに使用を中止しましょう
●取扱説明書及び本体の注意表示をよく読み、理解してから使用しましょう。
●製造元や販売元、仕様が明示された商品を購入しましょう。

相手の話を聞くだけで簡単に収入が得られる？

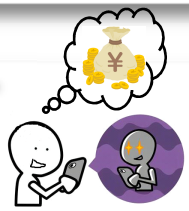

相談員からアドバイス
●知らない人から簡単な条件で大金がもらえるということはありえません。「話を聞くだけでお金をあげる」といった相手とは絶対にメールのやりとりをしてはいけません。
●メールの相手はサイトが雇った「サクラ」である可能性があり、お金をもらうはずが、逆に何かと理由を付けてお金を請求されることになります。後でだまされたと分かってもお金は戻って来ません。
●少しでも変だと感じたら消費生活センターに相談しましょう。

全国情報

海産物の電話勧誘送りつけトラブル

●一方的に商品が届いても受け取らない！
受け取ってしまっても代金を支払う必要はありません
●事業者からの電話勧誘で契約をしたときは、クーリング・オフができます
●少しでもおかしいと感じたら、きっぱりと断りましょう

お困りの際にはお近くの消費生活センター等（消費者　ホットライン188）にご相談ください。

「通話録音装置」や「留守番電話」を活用し知人以外の電話には直接出ないこともトラブルを避ける一つの方法です。

金沢市では通話録音装置の無償貸出を行っています。

〇対象
市内在住の 65 歳以上の方で、一人暮らし・高齢者のみの世帯・日中高齢者のみとなる世帯に限ります。

〇問合せ・申込み
金沢市ダイバーシティ人権政策課
TEL 076-220-2095
金沢市近江町消費生活センター
TEL 076-232-0070